

事例番号:300437

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

2 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 0 日

10:00 帝王切開既往のため予定帝王切開目的で入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 2 日

10:18 帝王切開により児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 2 日

(2) 出生時体重:3214g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.294、PCO₂ 42.0mmHg、PO₂ 21.0mmHg、

HCO₃⁻ 19.9mmol/L、BE -6.3mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

生後 8 日 退院

生後 7 ヶ月 3-4 ヶ月程度の発達

生後 8 ヶ月 運動発達遅滞、アトーゼ型脳性麻痺と診断

(7) 頭部画像所見:

生後 7 ヶ月 頭部 MRI で両側淡蒼球内節の T2 強調像における軽度高信号
所見を認める

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分: 病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師: 産科医 2 名、麻酔科医 2 名
看護スタッフ: 助産師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

脳性麻痺発症の原因を解明することが極めて困難な事例であるが、ビリルビン脳症の可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 帝王切開既往あり、妊娠 38 週 0 日に帝王切開目的で入院としたこと、入院時の対応(ハイタルシン測定、分娩監視装置装着、妊産婦・家族へ帝王切開につき書面にて説明し同意を得たこと)、および入院後の管理はいずれも一般的である。
- (2) 妊娠 38 週 2 日の 0 時 50 分に性器出血があり、その後腹部緊満、破水が認められたため、医師による診察、胎児心拍数モニタリングを実施したことは一般的であるが、1 時 30 分よりリトドリン塩酸塩注射液の持続点滴投与を開始し、その後増量をしたことについては賛否両論がある。
- (3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

入院中の新生児管理は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

- 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) リトドリン塩酸塩注射液の使用に際しては添付文書を遵守することが望ましい。また、やむを得ず妊娠 36 週以降の妊産婦に使用する場合には、適応外使用について説明し診療録に記載することが必要である。

【解説】本剤は「妊娠 35 週以下又は推定胎児体重 2500g 未満の切迫流・早産に使用することが望ましい」とされており、さらに、「本剤投与直後に帝王切開術を行うと、循環動態の大きな変動により心不全があらわれることがある。休薬期間をおくことが望ましいが、やむを得ず投与直後に帝王切開術を行う場合には観察を十分に行い、異常が認められた場合には適切な処置を行うこと」とされており、今回のような使用方法は避けることが望ましい。やむを得ず使用する場合は、適応外使用の理由について妊産婦および家族に説明するとともにその説明内容を診療録に記載することが必要である。

- (2) 観察した事項等については、診療録に詳細に記載することが望まれる。

【解説】本事例は、医師の診察所見等の記載が不十分である。観察した事項等については、診療録に詳細に記載することが必要である。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

一般的にアト-セ[®]型脳性麻痺では核黄疸が原因となることが多いとされているが、本事例のように経過中に病的黄疸の所見を認めずにアト-セ[®]型脳性麻痺となる事例について、疫学調査や病態研究等、原因解明につながる研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

原因を解明することが困難な脳性麻痺発症事例の原因や発生機序解明に関する研究の促進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。